

平成29年 第1回香芝市教育委員会会議(1月定例)会議録

日時 平成29年1月30日(月)
午前9時30分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司
委員(教育長職務代理者) 中木 秀一
委員 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 吉村 宗章
教育部次長(学校教育課長事務取扱) 福森 るり
総務課長 吉田 十朗
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 秋山 優
生徒指導支援室長 上谷 基博
中央公民館長 仲西 靖子
市民図書館長 石井 成子
総務課主査 松田 陽介

〔書記〕

総務課主事 北村 一馬

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回教育委員会会議(1月定例)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、中木委員と田中委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないということで、会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきます。

教育長 前回12月21日の第13回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

12月21日の教育委員会会議の後、臨時の校長会を行わせていただきました。このときは特に学校の敷地内禁煙について県のほうから文書が届いておりましたので、再度確認をさせていただき、敷地内の喫煙の禁止を伝えさせていただきました。

同日、第2回いじめ不登校等対応委員会がございました。これに関しましては後ほど概略のほうを説明させていただきます。

22日の木曜日は2学期の終業式でございました。私はすみれ教室に行かせていただきました。

28日の水曜日は平成28年の仕事納め式でございました。

29日から1月3日までは年末年始の休暇でございました。

平成29年1月4日の水曜日は仕事始め式がございました。このとき市長のほうからは財政の健全化を踏まえ、市民サービスを向上していくことを念頭に置いて、本年もお願いしますといったお話がございました。また、1つの市に留まらないで、広域的な連携を積極的に図っていきたい、ある

いはICTの活用も推進していきたいといったお話がありました。また併せて、働き方と言いますか仕事のやり方についての指導もございました。

その後、1月月例会があり、先ほどの仕事始め式であった話も重ねてございました。

同日、事務局の会議も行い、3学期あるいは平成29年に向かって教育委員会一丸となってがんばっていきましょうといった話をさせていただきました。

5日の木曜日は、県教委のほうに私と部長、次長であいさつ回りに行かせていただきました。

同日、広陵町・香芝市共同中学校給食センターの視察も行かせていただきました。

9日の月曜日、成人の日の祝日でしたが、平成29年香芝市成人式が行われ、委員の皆様におかれましてもご出席いただきました。当日、市内の新成人は828名いましたが、628名の出席がございました。

同日、葛城青年会議所の新年賀詞交歓会に出席し、市長も出席されておられました。

10日の火曜日は、すみれ教室の3学期始業式に行かせていただきました。

12日は幼稚園訪問をさせていただきました。

13日は、校長会がございました。16日には教頭会、19日には幼稚園長会がございました。それぞれ年度の終わりでございますので、3学期のまとめ、新しい年度に向かって、子どもたちに夢や希望を伝えてほしいといった話をさせていただきました。併せて十二分に健康管理を行うようお願いしました。

14日の土曜日は、香芝市消防出初め式がモナミホールや親水公園で行われました。

15日の日曜日は、第15回香芝市マラソン大会が行われ、1,247名が参加されていました。また、この大会は3月4日に行われます奈良県市町村対抗こども駅伝の選手選考を兼ねております。5年生と6年生から男子、女子でそれぞれ6名ずつの選手を選考させていただきました。

17日の火曜日は、奈良県学校長研修大会に来賓として参加させていただきました。県内の小中学校、高等学校、特別支援学校すべての学校長が参加していたわけでございますけれども、私はライフシフトという現在ベストセラーになっている本でございますが、その本を紹介させていただきました。100年時代の人生戦略という副題がついておりまして、イギリスのビジネススクールの先生方の話でございました。現在長寿化が言われておりますけれども、現在10歳の子どもの半数以上が100年以上生きるという話がございます。1963年、今から50年ほど前

ですが、100歳を超えておられる方は日本で163人でした。ところが、2016年の敬老の日に100歳を超えておられる方は65,692人で大幅に増えております。今後寿命がどんどん延びていって、2050年になれば100歳以上の方が100万人を超えるであろうと言われております。2007年生まれの現在10歳の子どもは半分以上が100歳以上生きるであろうと。そこで私が言いたかったのは、今まで日本の人生は、教育が20年、仕事が40年、老後が20年がライフスタイルでしたが、おそらく今後は教育20年、仕事が40年であれば老後が40年になります。ですので、教育は20年で終わらずに、仕事40年の間にまた教育を受ける、新たな道を見つける。そういったことも必要ではないかと。まさにこれからの子どもたちは学ぶことを楽しみ、幸せに感じ、仕事をしながらも新しいステージに向かっていく。そういった人生が今後求められるんじゃないかといった話をさせていただきました。22世紀まで生きる子どもたちでございますので、子どもたちの大きな夢を実現するために、小学校、中学校、高等学校の先生方にがんばっていただきたいという話をさせていただきました。

同日、香芝市商工会の新年賀詞交歓会がございました。

18日の水曜日は、新年の部課長会があり、市長のほうに今年の施策等について話をさせていただきました。

21日は、香芝市PTA協議会教育講演会及び市教委との懇談会がございました。教育委員の皆様にもご出席いただきました。

同日、先ほど申しました市町村対抗こども駅伝の結団式があり、行かせていただきました。

25日は、平成28年度第1回香芝市史跡整備検討委員会がございました。昨年の4月に尼寺廃寺跡学習館の落成をもって一定の作業が終わったわけですが、今度は平野塚穴山古墳の整備にかかりたいということで、専門家の方にお越しいただいて今後の計画等について協議していただきました。

26日、27日と、県教育委員会の管理主事も交え、各学校の校長先生にお越しいただいて教職員の人事についてヒアリングをさせていただきました。

28日の土曜日は、香芝市民間幼保連盟の総会があり、私と部長で参加させていただきました。

そして本日、第1回教育委員会会議となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告させていただきました。ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長

ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

日程 5 (1) 平成28年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について

教育長 案件(1)議第1号「平成28年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、議第1号「平成28年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について」の提案理由の説明を申し上げます。

 本案は、香芝市教育委員会表彰における表彰を受ける者を、別紙被表彰者名簿のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。

 候補者選考につきましては、1月23日開催の表彰選考審査委員会において審査をいただき、個人表彰7名、団体表彰2団体を候補としております。なお、全国教育美術展につきましては、特選受賞者を表彰対象としておりますが、現在一部が未発表でございますので、特選者の追加確認ができましたら被表彰者として追加をさせていただきたいと考えております。

 候補者の一覧を参考資料7ページと8ページに記載しております。8ページの25番でございますが、これが先ほど申しました全国教育美術展で、現在1名の特選受賞は決定しておりますが、今後発表がありましたら追加させていただきたいと思っております。戻りまして、16番のざぶん賞でございます。ざぶん賞につきましては昨年、一昨年と2年連続でざぶん賞の特別賞を表彰対象としておりましたが、今年度につきましては受賞者が多いという理由で対象から外されております。

 何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 被表彰者名簿のなかで、2番と3番の二上小学校の子どもたちはどんなチームでこの大会に参加しているのかお教えてください。

 それから、4番のジュニアオリンピックについてもどんなチームから出場しているのかをお教えてください。

 5番については、主催者が「日本知的障害者福祉協議会」となっておりますが、この字が間違っているのではないかと思いますので、ご確認をお願いいたします。

6 番の野球で優勝した生徒も、どんなチームで出場されたのかを教えてくださいたいです。

それから、団体ですが、香芝ボーイズとはどういった団体なのかを教えてくださいたいと思います。

それから参考資料についてなんですが、今回被表彰者名簿を見たら、去年に比べて随分少なくなっておりましてさみしいなという気がするんですけども、そのようななかで、内規で全国大会入賞や、近畿大会は3位以上となっている目から見たときに、成績は優勝でありながら審査結果がペケになっているのが随分たくさんあります。例えば4番や7番、11番、13番、14番、15番、16番、20番、22番。このあたりはなぜペケになっているのかという理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから先ほど説明のあった16番のざぶん賞については、去年一昨年と特別賞で表彰の対象となっていたのが、なぜこうなったのか。復活はできないのかといったことについてもご説明をお願いしたいと思います。以上でございます。

教育長 ここで暫時休憩いたします。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時50分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課主査 先ほどご質問のありました被表彰者名簿についてお答えさせていただきます。ナンバー2番と3番ですが、こちらはご兄弟で片桐バレーボールクラブに所属されておりまして、そのチームで全国の小学生のバレーボール大会で優勝したというかたちになっております。

ナンバー4番のジュニアオリンピックカップの出場者ですが、こちらは個人賞になっているんですが、イトマンスイミングスクール真美ヶ丘校に所属されている児童でございます。

続きまして6番の香芝東中学校の生徒ですが、こちらはリトルリーグやシニアリーグに加盟している奈良葛城ボーイズのメンバーの1人でございます。

次に、団体の部の香芝ボーイズなんですけれども、こちら香芝を拠点としたリトルリーグ所属の野球チームとなっております。チームの説明に関しては以上でございます。

総務課長

続きまして、候補者一覧にご致します各受賞者のなかで、選考に漏れたものが多いということでございますが、これはほとんどが同様の理由でございまして、表彰の対象としておりますレベルに達していない、また参加者が非常に少ないといった理由でございます。例えば4番の空手でございますが、空手につきましては流派がかなりたくさんございまして、この賞につきましては1流派の大会で参加者も少ないということでございます。また、7番につきましては、関西大会出場が8チームでその上位3チームが全国大会に出場するというので、少しハードルが低いかなという判断でございます。その他につきましてもおよそ同様でございます。

先ほど申し上げましたざぶん賞についてですが、ざぶん賞につきましても昨年一昨年と表彰対象にしておりましたが、受賞人数が68名で非常に多くございました。全国入賞レベルとは言いにくいのではないかとこの判断でございます。ざぶん賞につきましては、応募者が9,060名ございました。このうち特別賞以上に該当します賞の受賞者は97名でございます。上位1パーセントくらいということでございます。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。多くの質問がございましたが、漏れ落ち等はございませんか。

中木委員

まだお答えいただいていないのが、被表彰者名簿5番の主催者の読み方なんですけれども、いかがですか。

総務課長

常用外の漢字となっております。訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

中木委員

分かりました。あと、全国的にかなりハイレベルの受賞に見えながら、実際は全国レベルではないというご説明だったんですけれども、そのあたりの判断基準と言いますか、どのあたりまで表彰するのかということが、内規を見ると概ね分かりながら、細かく詰めていったときに分かりづらいという、特に今年のような今ピックアップされたメンバーが少ないときに、もう少しハードルを引き下げることができるのであれば引き下げてあげたらどうかなと感じるところもあるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

総務課長

まず選考内規というものがございまして、これが参考資料の5ページにございます。第2条に掲げているものにつきましては、具体的に賞の名前を書いています、その他いろいろな賞がございまして、それぞれ選考方法も違う、応募者数も違うということでございますので、これにつきましては具体的な選考基準というものは定まっていないような状態でございます。その内容につきましては、現状をよくご存知の校長先生等の意見が重要になるのかなということで、選考委員会でのご判断をいただいているところでございます。以上でございます。

教育長

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員

私の意見としては、いわゆる運動系の競技については順位が他人の目から見ても分かりやすいですが、それに対しまして美術展であるとか作文であるとか、いわゆる文化系のものについては、唯一無二で一点だけ選ばれるという賞でしたら分かりやすいと思うんですが、それ以外で複数の受賞があるというふうになりますと、例えばそれがスポーツの2位に相当するものであったとしても、例えば10人おられると。こういうふうになった場合に、例えば運動系の5位の方と比べてどうか。そういったことも考慮のなかに入ってきてしかるべきかなと思います。そして、客観的に見るのが非常に難しい部分ではあると思うんですが、どちらかという私としましては受賞者を増やすというよりは、絞り込んでいような状態のほうが、価値が上がるという語弊があるかもしれませんが、そのほうがよろしいのではないかという気がします。

教育長

ありがとうございます。他にご意見等ございませんでしょうか。

中木委員

田中委員のご意見はもっともだという気がするなかで、じゃあどこで線引きするかということですね。選考委員会の先生方が随分悩みながら、やはり活躍した子どもたちはピックアップして表彰してあげたいという気持ちは皆さんお持ちのなかで、数値化されていないかもしれないけれども基準を定めたなかで、今回被表彰者の名簿をお作りいただいたという気持ち。これは随分私も感じられるところで、できるだけ活躍した子どもたちは褒めてあげたいということだろうと思います。同時に、やりすぎると価値が下がるということもあります。ひっかかるのは去年まで同じ賞をもらいながら、表彰対象になりながら、今年は表彰対象でないといったことについては少し違和感があります。そのあたりもう一度ご検討いただくことができればいいのかなという気がいたしております。

教育長 ありがとうございます。非常に難しい判断だとは思いますが、特に
ざぶん賞は、昨年度は同じ賞を受賞していて表彰対象になったけれども、
今回は表彰対象となっていない。こういったことで選考委員会から文書
がありましたが、このあたりの説明をもう少し補足していただけたらと
思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 ざぶん賞につきましてご説明をさせていただきたいと思います。先ほ
ども申しましたように、28年度の表彰につきましては参加者が9,060名で
ございますが、昨年につきましては8,824名ということで、ほぼ同数かな
というところです。特別賞の受賞者を昨年一昨年と表彰しておりますが、
特別賞以上が97名おられるということでございます。特別賞以上には
様々な賞がございまして、ざぶん大賞をはじめとして、文部科学大臣賞
をはじめとする各大臣賞、長官賞などがございます。また、ざぶん環境
賞、ざぶん文化賞等がございます。特別賞68名というのが一番ハードル
の低い賞となっております。先ほども申しましたが、特別賞受賞で上位
1パーセント程度ということでございます。なお、特別賞を超える賞で
申しますと、0.32パーセントとなっております。特別賞を超える方は29
名でございます。

参考資料5ページにございます選考内規でございますけれども、第2
条で各賞を列記しておりますが、このなかで一番ハードルが低いと言
いますか、全体に占める受賞者のパーセンテージが多いものは全国教育美
術展の特選で、昨年ですと上位1.8パーセント程度でございます。また、
日本学書展の特賞で、こちらが上位0.6パーセント程度でございます。そ
の他ほとんどは、上位0.1パーセント以下となっております。

教育長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

中木委員 昨年の特別賞受賞者は上位何パーセントだったんでしょうか。

総務課長 昨年在1.05パーセント、本年が1.07パーセントとなっております。

中木委員 今ご説明いただいた数字からすると、ある一つの、定量化はされてい
ないけれども、目安としての数字をもとに表彰者を選ぶというなかでは、
同じ催しであれば同じような基準で表彰者を選ぶといったかたちにした
ほうが継続性も透明性もあっていいのかなと。そういう意味で、もう一
度選考委員の先生方にそういった趣旨を伝えていただいて、ご検討いた

だくことができたらいいいのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

教育長 どうでしょうか。

田中委員 確か去年この内規について一部内容が修正されたと思うんですが、ちょっと私今失念しておりまして、どの部分をどのように修正したか、はっきり覚えていないのですが、対象者の部分であったのかと思うのですが、そのあたりをもう一度ご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時14分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課長 前回の内規の改正でございますが、主なものとしては特に全国教育美術展について、保育所も対象にしたということでございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

石原田委員 再確認なんですが、ざぶん賞については、競争率と言っていいのかわかりませんが、その数字には大きな違いはないけれども、実数が多いから今回は外れたということではないんですよね。そうすると、やはり前回は受賞できて今回は受賞できないというところの説明が不十分になってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務課長 昨年と今年とで競争率は大きく変わっておりませんし、応募者数につきましても昨年在8,824人、今年が9,060人ということでございますので、昨年と大きく変わっておりません。

教育長 競争率は大きく変わらないけれども、基準としてハードルが低いということで今回は表彰対象から外してはどうかという選考委員会の意見だと思うのですが、いかがいたしますか。

中木委員 どういう方々を表彰させてもらうのかと、こういうことについての基準ですが、これについてはやはり継続性というものが大事になるということと同時に、その基準そのものが見直さないといけない。内規が去年と変わらない状態のもとに判断基準を変えるというのは少し流れからいうとよくないと考えます。そういう意味で今選考委員会でこういう理由で表彰対象としないということをお聞きしたんですけれども、そういったことを前に出すのであればこの選考内規そのものをやはり見直すという機会があって、改めてその後でこの賞は対象外だということにするのであれば流れがスムーズになっていいのかなと。同じ基準のなかで去年はマルで今年はペケというのはよくないことなんじゃないかなと考えます。

田中委員 今中木委員のおっしゃったように、少なくとも今年に関しては一度、結果はどうなるかは別としまして、再考いただいたほうがやはり連続性。公平性という意味ではよろしいんではないかと思います。そのうえで、このまま置いておきますと来年も再来年も、といったことになるかなとも思いますので、このざぶん賞の特別賞に関しましては、内規とまではいかないまでも、皆さんに周知を図っていただいたうえで、来年度以降ざぶん賞の特別賞は対象から外す方向にしていいただいたらどうかと思います。

教育長 ありがとうございます。このあたりについてはいかがでしょうか。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時31分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

中木委員 やはり以前からの流れというものの、継続性、公平性を考慮すると、16番のざぶん賞につきましては、今回被表彰者の対象にしたほうがいいのではないかなというふうに考えます。同時に、選考するときどういう基準でやるかといったことについても、明文化できるかできないか。特に数値的なこと、何パーセントといったことを明文化するのは難しいかと思うと同時に、ナイーブなところもたくさんあるわけなんですけれども、もう一度事務局それから選考委員の先生方の共通の理解が得られる

ようなかたちでの次年度からの運営に向けて検討していったらどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

教育長 他の委員さんはいかがでしょう。

田中委員 中木委員と同じ意見です。

三岡委員 私も中木委員と同じ意見でございまして、パーセントを見ると昨年度1.05パーセントで今年度が1.07パーセントの特別賞以上の受賞ということで、それほど変わっておりませんので今年度は表彰対象にしていだけたらと思います。

石原田委員 私も皆様の意見に賛同いたします。

教育長 ありがとうございます。今各委員の皆様からご意見がありましたように、教育委員会といたしましては、さぶん賞は本年については例年と同じ基準で表彰の対象にしてはいかがかなと。なお、今後内容の検討が必要な事項でございますので、少し事務局のほうでご検討いただけたらと思いますが、委員の皆様はご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、そのようにしたいと思います。

教育長 では、他に議案そのものについてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(2)香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて

教育長 それでは案件(2)議第2号「香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて」を、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、議第2号「香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

 本案は、平成29年度より認定こども園及び保育所に関することが補助執行により教育委員会事務局の所管事業となることに伴い、事務局の組織及び事務分掌について変更する必要性が生じたため、同規則の一部改正を行うものでございます。

 参考資料25ページをご覧ください。大きな組織変更といたしましては、総務課の名称を教育総務課に変更すること。また、生徒指導支援室の廃止とこども課の新設でございます。各課の業務内容の変更の主なものとしたしましては、新たに発生いたしました保育所及び認定こども園の業務をこども課で行い、従来学校教育課で実施しておりました保健給食に関する業務を教育総務課でそれぞれ行うものでございます。

 何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 今の説明で今回の変更の趣旨をおおまかに理解できたと思っているんですけども、細かなことを確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、参考資料25ページなんですけれども、第3条にある総務係の第5号、「学校職員」という名称が去年まで「教職員」となっていたんですけども、これが差す内容の違いというものはどういったところにあるのかということを教えていただきたいと思います。

 それから現行の第6号、「事務局職員及び教職員の福利厚生に関すること。」とありますが、改正案にはどこにも現れてこないの、これをどういう取扱いにするのかということを教えていただきたいと思います。

 同じく第7号、「事務局職員の研修に関すること。」についてもどこが担当するのかを教えていただきたいと思います。

 それから26ページ、施設係ですが、現行第2号の「営繕に関すること。」とありますが、営繕について担当する課あるいは係はどこに行ったのかを

教えていただきたいと思います。

それから27ページ、保健給食係の改正案第5号ですが、「給食費に関すること」ということですが、事務局で行う給食費用についてのことと同時に、学校あるいは園で同じように給食費に関することは担当されると思うんですけども、どのあたりに違いがあるのかなということについてご説明いただきたいと思います。

29ページ、以前お聞きしたかも分かりませんが、もう一度お願いしたいのですが、幼稚園保育所係第5号「特定地域型保育事業」とはどういったもののかなということをお教えいただきたいと思います。

改正案第6条、生涯学習課の社会教育係というものは現行の生涯学習係と体育係を括っているというふうに見えるんですが、それでいいのかということと同時に、30ページですけども、現行の第13号「放課後子ども教室推進事業に関すること。」が改正案で出てこないんですけども、この事業についてはどこにいったのかなということをお教えください。

それから同じ30ページですけども、改正案の第5号、第11号、同時に文化財係の第3号、それぞれ指定管理者が管理することになるんですけども、「に関すること。」という表現のなかに指定管理者の管理あるいは指定管理者との連絡調整といったことも含まれるのかどうか。そのあたりをお教えいただきたいと思います。

それから同じく30ページ、文化財係なんですけれども、現行の第3号「文化財の指定及び顕彰に関すること。」と第4号「文化財関係官庁との連絡調整に関すること。」はどこにいったのかご説明をお願いしたいと思います。

それから31ページになりますけれども、各課共通の事務ということで、第7条があります。第1号から第4号まであるんですけども、特に第1号などでは「予算経理その他庶務に関すること。」を各課が行うということなんですけれども、教育委員会事務局全体としての取りまとめは次長あるいは部長が直接されると読めるんですけども、そのあたりについてお教えいただきたいと思います。

それから、現在中央公民館長、図書館長、青少年センター所長という方々がいらっしゃいます。青少年センターは兼任になりますけれども、こういった方々は新しい組織体制になったときにも存在するかどうかということと、例えば中央公民館長という目で見ますと、30ページに生涯学習課社会教育係の第5号に「中央公民館に関すること。」と書いてあるんですけども、このなかで業務を行うのかどうか。これは市民図書館についても同じなんですけれども、青少年センターについても第8号にありますけれども、そういうこの係のなかで業務を行うのかどうかといったことにつ

いてお答えをお願いしたいと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。たくさんございましたが、回答をお願いいたします。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時45分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課長 まず総務課でございますが、第5号を「教職員」から「学校職員」に変えております。学校職員には小学校、中学校の職員だけで、幼稚園職員は含まれておりません。小学校、中学校の職員の任免、その他人事に関する事だけが総務課の分掌になるということです。

また、現行第6号と第7号ですけれども、福利厚生や研修について、ここまで細かく書いている課と書いていない課がございます。今回統一を図るということで、表記が細かすぎるものは記載をやめております。「その他人事に関する事」で読み取っていただけるかと思います。

営繕に関してですが、新しい組織といたしまして市長部局に営繕課という課ができます。市長部局の営繕課では主に工事の管理、設計等を担当していただくということでございますので、営繕全体が市長部局にいくわけではなんですけれども、日頃の管理は教育委員会で行い、財産取得や修繕などにつきましては営繕課の力をお借りして営繕を行うということでございます。私からは以上でございます。

教育部次長 27ページの保健給食係の第5号ですが、「学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の給食費に関する事。」につきましては、保育所では給食費ではなく主食費という取扱いになっておりますが、そういったことも含めてこの保健給食係で担当するというところでございます。

今回の事務局組織及び事務分掌規則の改正にあたりましては、市長部局も同じように規則の改正を行っております。今まで非常に細かく事務分掌が表記されていたものを、一定程度市長部局の規則と書きぶりを合わせるといった作業のなかで、先ほどありましたように、例えば福利厚生や研修に関する事といったピンポイントな表現を変えるといった趣がございます。そういったなかで後で出てきておりますような生涯学習課の事務

分掌も大変細かく、個別の事業名を書き連ねているようなところもございましたので、そういったものについては表現をもう少し包括的にして統一するといったことで手直しをしております。

29ページの幼稚園保育所係の第5号「特定地域型保育事業」とありますが、これはいわゆる新制度のなかで小規模保育、家庭的保育の施設型や訪問型といったところで、いわゆる保育所ではない、これまでは認可外となっていたなかで確認施設として保育事業に位置づけられたようなものを所管いたしますので、そのようにご理解いただけたらと思っております。私からは以上でございます。

生涯学習課長 社会教育係の名称ですけれども、ご指摘のとおり現行の生涯学習係と体育係が合わさって社会教育係とさせていただいております。

改正案の第5号「中央公民館に関すること。」、第7号「市民図書館に関すること。」、第8号「青少年健全育成に関すること。」に館長職、所長職の職務を含んでおります。

また、「中央公民館に関すること」、「社会体育施設及び有料公園施設に関すること。」、「二上山博物館に関すること。」に指定管理者との連絡調整の業務は含んでいるのかというご質問でしたが、ご指摘のとおり含んでおります。

それから、現行の第13号「放課後子ども教室推進事業」、文化財係第3号「文化財の指定及び顕彰」、第4号「文化財関係官庁との連絡調整」ですが、先ほど次長のほうより説明のありましたとおり、本来通常業務にて行うべきことを明記しておりましたので削除させていただいた次第でございます。以上でございます。

教育部長 第7条の関係でございますが、各課共通事項につきましては、こちらも先ほど次長のほうからありましたとおり、市長部局の事務分掌規則に各課共通の事務がございますので、合わせまして教育委員会の事務分掌にも明記させていただいたところでございます。

また、事務の分担で、課長、館長、所長及び室長の存在はあるのかということでございますけれども、これにつきましては適材適所で配置を検討していくというかたちになっております。公民館長と図書館長につきましては法的にも定まっているところがございますので、生涯学習課の事務分掌に詳細に付記するのではなしに、「中央公民館に関すること。」、「市民図書館に関すること。」ですから、全般的な事項としてこの事務分掌を定めさせていただいたところがございます。人の関係につきましては別途、香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則のなかで謳って

おります。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明も踏まえまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 先ほど質問をして、まだお答えをいただいていないものがいくつかあります。それから、お答えいただいてさらに中身の確認をしたいというものもあります。まず、25ページ総務係の第5号ですが、「学校職員」には教員は含まれているのでしょうか。

それから、営繕が市長部局で担当することになったという説明でしたが、こういった場合、以前から例えば認定こども園あるいは保育所あるいは学童保育所を市長部局から教育委員会で補助執行を受けて実際の運営を担当するという説明を何度もいただいているんですけれども、施設係第2号で、営繕を教育委員会で行っていたのが市長部局で行うといったときに、これは補助執行という制度の対象になるのかならないのか、なぜなのか。そのあたりをご説明いただきたいと思います。

それから、給食費についてお聞きしたんですけれども、学校や幼稚園現場と事務局との役割分担との基本的な差がどこにあるのかといったことについてまだお答えいただいていないので、お答えをお願いしたいと思います。以上です。

総務課長 「学校職員」でございますけれども、このなかに小学校、中学校の教員を含んでおります。

営繕でございますけれども、今年度もそうなんですが、営繕に関しましては教育委員会の総務課に施設係がございまして、そのなかにいわゆる技術者がおります。この技術者が現場に出向いて工事の管理を行ったり、設計を行う。これは本来、新築の場合などですと分かりやすいのですが、財産取得にあたりますので市長部局の仕事でございます。契約はもちろん市長名で行います。それを現在市長部局の仕事を教育委員会で補助執行している状態ですので、すべてが市長部局に戻るというわけではないんですが、技術者が行っている仕事を来年から営繕課で行うということになります。それ以外に総務課で行うことは、全体の計画で、こちらは教育委員会できない部分が多々ございますので、施設整備の企画、管理などについては現行のとおり教育委員会に残るということです。以上でございます。

教育部次長 給食費に関する役割分担でございますけれども、最初に給食費の徴収を行うのは各学校、幼稚園でございます。そのなかで滞納になったものの管

理につきましては保健給食係で行うということでございます。保育所に関しましては給食費という扱いはございませんでして、主食費という名目で一部負担をしておりますけれども、それは保育所で徴収をしております。以上でございます。

中木委員 今給食費の役割分担をお聞きしたんですけれども、基本的に現在のかたちと変わらないという理解でよろしいですか。

教育部次長 役割としてはその通りでございます。

中木委員 30ページの「放課後子ども教室推進事業」が生涯学習課で担当することになったのが2年ほど前だったと思います。そのときに違和感があったんですけれども、今後とも社会教育係で行っていくことになるのでしょうか。また、改正案ではこの文言は消えておりますが、どこで読み取ったらよろしいですか。

生涯学習課長 放課後子ども教室につきましては生涯学習課社会教育係で行わせていただきます。改正案の第13号「その他生涯学習に関すること。」で読み取っていただけたらと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 基本的なところで、学校教育課とこども課がありまして、私の理解では学校教育課は主に小中学校、こども課は幼稚園、保育所、認定こども園という分け方なのかなというなかで、学校教育課は支援係がすべてを行う。こども課は管理係と幼稚園保育所係に分かれているというところで、学校教育課は1係でこども課は2係なのはなぜなのでしょう。分けてもかなりの仕事が重複するんじゃないかと思いますが、そのあたりの連携を教えてくださいましたらと思います。

教育部次長 学校教育課とこども課で係の編成が違うということですが、学校教育に関しましては、教育総務課が職員の管理や設備に関することを行います。就学前についてはこれまでの2つの課を1つの課にするということで係を2つにして役割を分担しているということです。ただし、横断的に管理係と幼稚園保育所係のなかでもいろいろと被さる部分はあるかと思いますが、2つの係にした意向は今申し上げたとおりでございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 教育総務課の施設系のなかで、第7号に「通学路及び通園路に関する
こと。」とありますが、具体的にどういったことをされるのでしょうか。

教育部次長 現在学校教育課の学務係でこれを所管しているわけでございますけれども、主な内容については通学、通園に関してその指定を行うことや、安全の点検をすること。安全プログラムがございますので、そういったところで他課と一緒に安全を進めていくといったところを主なものとしております。以上です。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

中木委員 教育委員からいろいろな質問がでたことから見ても、中身の変更が大変大きかったと思います。言葉の説明を大きいくりにするのは結構だとは思いますが、次年度スタートするときに、それぞれの課あるいは係が本当に何をするのかということについて、事務局の職員1人1人が十分な認識を持ったうえで望んでいただきたいと思います。すべてが責任と権限にひとりひとりまで繋がってきますよね。そういう意味で認識をしっかりと持ったうえで次年度から職にあたっていただきたいと思いますということを強く希望します。以上です。

教育部長 事務分掌の改正に至る部分はもうご承知かと思います。今中木委員から貴重なご意見あるいはご指導をいただきました。端的に申し上げますと市長部局の保育所部門がこちらにくるところでもってすれば、教育委員会に保育所機能が付け加わったというところで、簡単な考え方はするんですけれども、なにぶん最小の経費で最大の効果をあげるということでは、例えば先ほど答弁申し上げておりました給食費の関係あるいは学校施設の整備関係等々を一緒にやっていけばスムーズに済む部分もありますし、

競合する部分については調整もうまく図れるという利点があります。逆に言いますと多くの事務の内容が固まってまいりますので、委員のおっしゃっていただくように滞りのないよう、漏れ落ちのないようにやっていかなければならないというところと、事務分掌を付け加えることにつきましてには予算の配置も必要になってございます。今一度点検をいたしまして、スムーズな移行と、各職員にありましては確認を怠ることのないように指導なり、事務の執行に努めてまいりたいと考えますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

教育長 今の件につきましては私も責任がありますので、スムーズに新年度からスタートできますようにしたいと思います。またいろいろな点で各委員の皆様からご意見等があると思いますので、ご指導賜りたいと思います。ありがとうございます。

日程 5 (3) その他報告

教育長 日程 5 (3) 「その他報告」として各課より報告等をお願いします。

教育部長 冒頭、教育長の動静でありましたように、1月中旬に平成29年度の教育部の各所管におきます方針あるいは目標につきましては、事務の内容について部課長会議で申し上げました。特に私のほうからは、先ほど中木委員からもおっしゃっていただいておりますように、組織の大変革、これについては教育長からもお話がございました。継続的に、また持続可能な事業について積極的に、あるいは滞りのないよう事務を行ってまいりたいというふうなかたちで市長、副市長のほうに述べさせていただいております。細かい点につきましてはまた折に触れて申し上げたいと思います。

また、平成28年度の予算につきましては、当初骨格予算で組まれておりまして、それ以後平成28年度、特に6月におきまして肉付け予算を行っていただいたうえで、平成28年度の予算の執行に努めてまいりました。これから説明を申し上げますのは平成28年度の予算組みと最終の形態。あるいは平成29年度の新年度予算の概要についてご説明させていただきたいと思います。特にこの時期未確定な部分がございますので、まだ予定ということでご配慮いただきたいと思います。また今年は議会の開催がはやくなっております、2月23日からの本会議の予定でございます。議会運営委員会のほうは2月13日ということで、教育委員会会議をそれまでに開くいとまがございませんので、申し訳ございませんが、この予算の概要あるい

は補正予算の内容でもってご理解をいただきたいと思います。確定の折は教育長の臨時代理をもって確認をいただいたうえで、後日改めてご報告を申し上げます。平成28年度の一般会計について概要をご説明申し上げます。取りまとめは今行っている状況でございまして、現時点の補正内容についてご説明させていただきます。当初予算では3,221,562千円という金額をいただいております。6月補正では114,385千円の補正をいただきながら執行に努めてまいったところでございます。最終的に3月補正では83,368千円の減額を予定しているところでございまして、年度最終の予算額の合計では3,292,517千円の予定をしております。あくまでもこれは査定内容を含んでおりませんので、これから変更がある可能性があります、その内容についてご説明申し上げたいと思います。

各費目ごとの減額措置につきましては、あくまでも不要額として残っている部分がほとんどでございまして、特に入札による差金が大きな位置を占めております。この3月議会をお願いする唯一の増額補正が、教育総務費の教育委員会費426千円で、これにつきましては各種大会に小中学生が出場し、成果をあげている。これに対する補助金が足りなくなりましたので、この増額補正をお願いするものでございます。改めて前のページに戻っていただくと、大きな点では、先ほどから申し上げておりますように、学童保育費の施設整備にかかる入札差金7,115千円の減額。それから中学校費における施設整備の入札差金10,014千円の減額。それから学校給食運営費のなかの中学校給食運営にかかる入札差金49,702千円の減額という状況でございます。これを合わせますと、合計では83,368千円の減額となります。一部修正あるいは流用等による部分が含まれてございますので、この金額と同じになる可能性はあるんですけれども、若干動くこともあるというご認識をいただきたいと思います。

続きまして、平成29年度の予算要望に関する説明資料をご覧ください。これにつきましても予算の編成時期で、内示はいただいておりますが、あくまでも内示で、最終的に予算案になるのかどうかの情報は聞かせていただいておりますので、ご了承ください。特に平成29年度の予算編成に関しましては、継続事業や事業評価の度合いに関係なく、各経費についての聖域は設けず、徹底的な検討と見直しを行っていただいたところでございまして、部局単位の枠配分、特に教育委員会は枠を超えての予算をお願いしたところでございますけれども、なかなか予算の配当はいただけない状況でございます。教育は、平成29年度当初予算内示額では総額2,941,256千円で、対前年度比8.7パーセントの減となつてございます。中学校給食センターの整備費や香芝中学校体育館大規模改修工事などが主な減の要因となっております。なお、引き続きまして学童保育所施設整備や、新

たに認定こども園扶助費の増額が盛り込まれ、先ほどからあります組織編制の改変に伴います教育保育の一層の充実、あるいは滞りのない持続可能な教育行政の推進を図るものとしております。

主な内容につきましては、学童保育所の指導員の賃金が104,430千円ということで概ね30,000千円の増額となっております。また、学童保育所施設整備費30,900千円で少し減額となっております。そして認定こども園の施設型給付費86,645千円となっております。また、中央公民館耐震補強工事49,670千円で、これは平成28年度、29年度の2カ年工事で行うものの29年度分の工事費でございます。それから平野塚穴山古墳の整備事業、これも引き続き行っている事業でございますけれども、委託料として6,300千円という状況でございます。

3枚目の要望額の表ですが、右側は平成28年度の当初予算額でございます。これに対しまして平成29年度の内示額は左端に書いてある数字でございまして、その右には平成28年度と29年度の差を記載しております。先ほど説明申し上げましたとおり、減額措置で280,306千円の減額となっております。大きくは先ほど申し上げました中学校費の施設整備費などで171,975千円の減額。給食センターの建設費用などで保健体育費391,929千円の減額となっております。また、青少年センター費と公民館費の人件費が減額となっておりますが、これは一部社会教育費や事務局費に回っております。今、人事課と確認をとっているところでございますので、何人張りつけていただくとか、そういったことはまだ資料としてございませんのでご了承いただきたいと思います。それから中ほどにあるのが幼稚園費の関係ですけれども、幼稚園管理費については認定こども園関係の人件費が大きく増額となっております。それから先ほど申し上げました幼稚園教育振興費のなかで、以前は幼稚園の就園奨励費が大きく上がっておりましたけれども、今回は施設型給付費、扶助費と言われる部分が大きく上がっております。これは法的な市の負担額ですのでご理解をいただきたいと思います。以上が概要の説明でございます。

教育長 ありがとうございます。各課のほうで補足説明があるならお願いします。

教育長 よろしいですか。それでは各委員からご質問等ございませんか。

中木委員 29年度の予算案について、内示レベルというご説明をいただきました。これを見るなかでどうも理解できないのが補助執行との関係でございます。以前から責任と権限がある、ないとの説明をいただくなかで、この一

一般会計予算案のなかに、学童保育と認定こども園については組み込まれていますが、保育所についてはここに含まれておりません。補助執行での責任と権限と、この予算とはどう繋がっているのか。そこが一番基本的疑問です。

それから2つ目ですが、前回の委員会が終わった後香芝市公共施設等総合管理計画をいただいて、それをざっと目を通したわけなんですけれども、要はこれからしっかりと計画的に更新していかなければならないというのが基本的なあらすじだと思うんですけれども、考え方で今年度公共施設個別計画というものを行う年度であって、具体的なアクションというのがほとんどの総合管理計画のなかからはでてこないというふうに理解したらいいんでしょうか。実はトイレの改修ということが随分話題になるなかで、大規模改修とトイレの改修とを別々にやっていくという考え方、一緒にやっていくという考え方がそれぞれ両方とも平行してあるんですよ。今回一般会計予算案を見ていると、そういったことがほとんど触れられていないというふうに見えるんですけれども、そのあたりがどうなっているのか、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、幼稚園あるいは学校訪問をするなかで、人的支援の充実ということが随分先生方からお聞きしているんですけれども、この予算でそれが配慮されているのかどうかのご説明をお願いしたいと思います。

次に、この前の総合教育会議の話題にも出ていた学校現場のICT化ということについて、今回の予算案のなかに組み込まれているのかどうか。そのあたりについてもご説明いただきたいと思います。トイレの改修、人的支援、ICT化と、それぞれすべてやっていかなければならない事業だと思っているんですけれども、そういったことが具体的にこのなかに入っているのかどうかということについてお聞かせいただきたいと思います。個別に聞きたいことは山ほどあるんですけれども、時間の関係で省略させていただきます。以上です。

教育部次長

最初にご質問のありました保育所関連の予算でございますが、おっしゃるように来年度から私どもで補助執行をすることになるんですが、予算に関しては民生費のほうで組み込まれておりまして、児童福祉費のなかの児童福祉総務費、児童福祉施設費といったところで保育所関連の予算が計上されております。申し訳ございません。今回皆様のお手元にはお届けしておりませんが、その計上された予算を教育委員会で執行していくということになります。

次に、幼稚園の人的支援ですが、通常の配置につきましてはもちろん基準に沿って配置しておりまして、かねてから要望のありました預かり保育

関連に関しましては予算要望をしております。

また、ICT化についてですが、これにつきましても総合教育会議等で進めていくべきであるというご意見も併せてご協議いただきましたところで、要望をさせていただいておりますけれども、これにつきましては当初予算のほうでは計上されておられません。ただ今後進めていくということは市長からもご意見をいただいておりますので、しかるべき予算措置がされていくでしょうし、私どもも準備を進めていきたいと考えております。以上です。

総務課長

施設関連のことについてご説明させていただきます。先ほどお話のなかにもございましたけれども、香芝市総合管理計画というものが策定されました。これを受けまして教育委員会の教育施設等につきまして、一般的に長寿命化計画というものを策定していく必要があるということでございます。これにつきましては全国的にまだまだ進んでいない状況にございまして、一刻も早く長寿命化計画を策定し、早急に取り掛かるべきという文科省の方針もございます。文科省のほうで外部発注せずに教育委員会職員等が長寿命化計画を簡単につくれるような手引きを現在作成中ということでございます。長寿命化計画自体はかなり詳細で専門的知識がいることでございますけれども、どこまでこれに対応した手引きができるかどうかは分からないんですけれども、現時点としてはこの手引きのできあがりを待っているという状況でございます。予定では今年度で手引きができるということでございますので、次年度からこの手引きを参考に、教育委員会職員で行うのか、あるいは外注するのか、このあたりについても決めていきたいと思っております。ちなみに外注をいたしますと1千万円強の費用がかかるということでございますので、できるだけ職員のほうで作成をしていきたいと考えてございます。そういう状態でございますので、まだ具体的な大規模改修でございまして、長寿命化計画、何年に何をするとといったことは決まっておられません。次年度におきましても大規模改修の予算はできていないのが現状でございます。長寿命化や大規模改修に合わせてトイレの改修ということも、総合教育会議でも案を申し上げましたけれども、これにつきましては今後総合教育会議で申し上げたような案で行くといった確約を受けたわけではないんですが、次年度に若干の予算をつけていただけるということでございます。また、非常に大規模なトイレ改修になってまいりますと、前年度に設計をして、その次の年度の夏休みを中心に施工するという2カ年の設計、施工でまわっていく必要があるんですけれども、平成30年度のトイレ改修に向けた設計費用も、現時点でございますが、当初予算に盛り込まれるということでございます。トイレ改修は一步を踏

み出したかなという状況でございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 最初に補助執行としてご質問したつもりだったんですが、教育委員会会議として、予算に対して意見を申し述べるというということが我われの大きな義務の1つになろうかと思うんです。そのときに補助執行との関係が分からない。学童保育の予算は入っているんですけども、少なくとも補助執行の対象となっていますよね。保育所については民生費であるならばそれをそのまま受けたらいいと。どうも同じ補助執行でありながら中身が違って、我われはどういった責任と権限で動いたらいいのか。それを教えていただきたいなと思っているんですけども。

教育部次長 この予算編成に関しまして、当初学童保育所が教育部で所管するようになりましたときは、補助執行ではなく委任というかたちになっておりまして、その関係もありましたし、もう少し言いますと予算規模そのものがコンパクトなものでございましたので、教育部のほうに移管されたと認識しております。ところが保育所予算につきましては民生費のなかでも大変大きな金額でございまして、これをどこで編成していくのかというときに、あくまでも保育所予算については民生費、保育の実施そのものは香芝市自体にございますので、管理が教育委員会にくるという理由で予算編成時から教育委員会のほうに移管してきていいのかどうかの協議がまだなされておられません。今回29年度については保育所関連予算は民生費で編成するということで、昨年どおりの編成をしております。ただ、今後所管するところでいわゆる教育としてそれを編成していくのかということについては引き続き協議をしていかなければならないものだと考えております。以上です。

中木委員 今の言葉を延長すると、学童保育にあつては教育委員会は補助執行する立場でありながら予算については主体的に行うという理解でよかったのでしょうか。

教育部長 権限的なところで申し上げますと、予算がひもづいてくるのが必然だと思います。文部科学省と厚生労働省に分かれているのはよくご存知だと思いますし、これに伴う部分で歳入、特に国庫補助金はそれぞれの科目で教育費国庫補助金、民生費国庫補助金というかたちで入ってきます。このあたりで言うと分けざるを得ないのかなと思います。ただ、学童保育費は小

学校費で計上している状況ということもございます。このあたりは次長からも申しあげましたように、最終的には一本化するという考えを持ち合わせているんですけれども、何分今変革期でございますし、特に福祉関係の費用の算定については教育委員会では分かりかねるところが多分でございますので、このあたりは平成29年度は致しかたないのかなというところもございます。今一度財政当局とも調整しながら確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

教育長

ありがとうございます。いずれにせよ、今年度から来年度にかけては変革期でございますので、今のような話になるかと思います。ただ、次年度以降は教育委員の皆様にも当然保育所について関与していただく必要がありますし、今後とも予算配分については事務局担当のもと十二分に審議していきたいと思います。枠配分ですので、保育所が来たために枠内での執行が難しくなるといったことがあると本末転倒でございますので、それを踏まえながら今後財政当局とも調整をしていく必要があると私も思っております。

最初に申しあげましたように、この一般会計予算と補正予算についてはこれから議会までで少し動く可能性がありますので、またそのあたりの処理をさせていただくんですけれども、次の教育委員会会議でも決まった部分につきましてはご報告させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

教育長

では、この件に関して他にご意見等ございませんでしょうか。

教育長

よろしいですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

生徒指導支援室長

生徒指導支援室から2点ございます。まず1点目でございますが、以前から申しておりますコミュニティ・スクールの件についてです。平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で、学校運営協議会の制度が法制化されました。平成25年に全国の公立小中学校の10パーセントでコミュニティ・スクールをするという決定を受けまして、28年4月現在それが9パーセントになったところですが、27年12月の中教審答申ではすべての学校が今後コミュニティ・スクールを目指すべきと提言されました。香芝市ではこれまで学校地域パートナーシップ事業ということで、学校コミュニティ協議会を設置してやってきました。そのなかにあって、共通の問題と言いますか、運動会における保護者の観覧マナーについてと

いうことを学校コミュニティ協議会を通じて乗り越えてきたという実績を持つふたかみコミュニティを要する二上小学校を、市内で最初のコミュニティ・スクールに29年度4月をもって指定をさせていただきたいと考えております。

教育長 この件については以前から教育委員の皆様にもいろいろとご意見を頂戴したなかで、29年度からまず二上小学校をコミュニティ・スクールとして指定するという提案でしたが、それでよろしいでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。次年度以降コミュニティ・スクールの成果が市内の学校に広がりますようお願いしたいと思います。では、2点目についてご説明をお願いいたします。

生徒指導支援室長

2点目です。お手元に資料をお配りしております。「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」についてですが、こちらは策定から3年を迎えたわけですが、このなかにも「3年を目処に見直しを行う」と表記されております。また、国のいじめ防止対策推進法も3年目を迎えましていじめ防止対策協議会が昨年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のまとめ」というものを発表しました。その中身や、昨年3月の「奈良県いじめ防止基本方針」のほうを参考にしたり、あるいはこれまでの3年間の本市の基本方針に基づいた取組みなどを鑑みた結果、今お手元の資料の本体になっているほうが改訂版のほうであります。そちらの主旨というものを説明するための資料ということで、ナンバー7という資料ですが、こちらは先ほど教育長の動静にもありましたが、12月に行いましたいじめ不登校等対応委員会の資料です。こちらで検討委員会の委員の意見をいただいたり、あるいは事務局のほうでこれまでの取組みや国から出された論議のまとめなどを参考にしたりするなどの結果、今回の改訂版を策定させていただきました。以上ご報告させていただきます。

教育長 今の件に関しまして、ご意見ご質問等ございませんか。

中木委員 今回、どのような経緯で改定を行うのかの比較表をうまく書いていたんで、ものすごく分かりやすかったです。3年間実際に動いてみて、そのなかで課題になったこと、あるいは文科省の考えを取り入れるとか、

そういったことを上手に結果として反映していただいているように私は思います。ただ1点だけ気になったのが、改定案というこの資料と基本的な方針のそれぞれで日付が3年前になっているのが唯一気になったところでございます。この改定版でこれから動いていただくということになるんですけども、いくらいい方針が出来ても実行が伴わなければ何にもならないということについては、室長を含めて教育委員会事務局の皆さん、あるいは学校の先生皆さんがそういうふうに思いながら業務を進めていただいていると思うんですけども、やはりそこが疎かにならないように、常に基準だけではなくて、それに基づいていかに動くかということが本当に大事なことであるということを再度心に留めていただいて実行していただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

生徒指導支援室長

日付についてですが、表紙にある平成26年4月に本市がこれを定めしました。今回の改定につきましては、最終ページに平成29年1月一部改正と示させていただくことで、いつに制定したのかを表すためにも表紙はそのままの日付にしております。

また、実行性についてですが、国の法律に基づいて本市では即座にこの基本方針を策定しました。奈良県の基本方針が3年遅れて昨年4月に出たくらいなんですけど、こちらについては本市独自の取組みということもあって、あるいは学校現場から市としての方針が欲しいとの要望もあった結果、県の発行を待たずにつくりました。現在問合わせが多くありまして、県の基本方針が出るまで待っておられた自治体が結構多いようで、いち早くいじめ不登校等対応委員会というものを組織してやってきたという実績も本市の場合あるんですけど、そちらの問合わせも去年は多かったです。そういうことであって各学校はやはり市の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて各学校現場のそれぞれの学校の基本方針を策定しております。こちらについても今後2月の校長会で改定版を提示し、各学校現場では今年度中に各学校のいじめ防止の基本方針の見直しを行っていただきたいと考えております。新年度4月から各学校の方針をもとにスタートしていただきたいと思います。国の検討のなかにも挙げられていたのが、法律もそうですが、それぞれの学校の方針も現場の先生方に共有されていないという反省も出されておりました。これを機会にもう一度各学校の方針を見直していただくことで、今後周知していただけたらと考えております。以上でございます。

教育長

よろしいですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

教育長 よろしいですか。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の平成29年第2回教育委員会会議は2月15日水曜日の午前9時30分からといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 それでは次回教育委員会会議は、2月15日水曜日の午前9時30分からといたします。

教育長 本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第1回教育委員会会議（1月定例）を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

（午前11時53分 閉会）